

会 議 録

会議の名称		令和 7 年度つくば市障害者自立支援協議会全体会			
開催日時		令和 7 年 5 月 27 日 13 時 30 分～15 時 30 分			
開催場所		つくば市役所 防災会議室 2			
事務局（担当課）		福祉部障害者地域支援室			
出席者	委員	根本希美子、川島映利奈、田邊佐貴子、金森祐輔、大塚かおり、吉田美恵、大久保安雄、井坂美津子、篠崎純一、武田真浩、原口朋子、菅野慎也、石田奈津子、上岡裕美子、飯島弥生、板橋辰哉 新谷幹英、八尋竜久、中島澄枝、枝松慎次郎			
	その他	社会福祉課佐野主任			
	事務局	岡田課長、中村課長補佐、飯田室長、倉持統括医療技師、矢島係長、高谷主査、荻谷（拠点コーディネーター）			
公開・非公開の別		☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開	傍聴者数	2 名	
非公開の場合はその理由					
議題		つくば市重層的支援体制整備事業について、令和 6 年度事業報告について、令和 7 年度事業計画について、分科会（専門部会）の日程、内容等について			
会議録署名人			確定年月日	年 月 日	
会議次第	1 開会	2 協議会委員の変更について			
	3 座長及び副座長の選出について	4 報告事項			
	5 検討事項	6 その他			
	7 閉会				
〈審議内容〉					
1 開会					

（事務局）：飯田

定刻となりましたので、「令和7年度つくば市障害者自立支援協議会全体会」を開会いたします。

本日は、公私共にお忙しい中、全体会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の資料についてご確認お願いいたします。

資料の確認を行う

（事務局紹介）

令和7年度 障害者地域支援室の体制について紹介します。

岡田課長、中村課長補佐、倉持統括、矢島係長、飯田室長、高谷主査、荻谷（拠点コーディネーター）が自己紹介を行った。

2 協議会委員変更について

（事務局）：飯田

続きまして、委員の変更についてお知らせいたします。

お手元の委員名簿をご覧ください。つくば市福祉支援センターさくら村上委員からつくば市福祉支援センターくさぎ大塚委員に、つくば市社会福祉協議会吉田委員から菅野委員に、つくば市特別支援学校（進路指導部）藤原委員から八尋委員に変更いたしました。

その他委員の皆様については、今年度も引き続きよろしくお願いいたします。

3 座長及び副座長の選出について

（事務局）：飯田

昨年度、前座長の斎藤委員の退任により、飯島副座長が座長の代理として職務を行っていただきましたが、今年度については、改めまして、座長及び副座長の選出を行いたいと思います。

つくば市障害者自立支援協議会設置要綱の「第5条第1項 協議会には、座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。」となっております。座長、副座長の選出について、委員の皆様のご意見をいただきたいと思います。

(篠崎委員)

事務局一任でお願いいたします。

(事務局) : 飯田

承知いたしました。それでは、事務局のほうから提案をさせていただきます。事務局案としましては、座長を飯島委員、副座長を上岡委員にお願いしたいと考えますが、いかがでしょうか。

—会場から拍手—

(事務局) : 飯田

それでは、飯島座長からご挨拶をお願いいたします。

(座長) : 飯島委員

昨年度は座長の代理ということで、1年間議事進行させていただきまして、今年度皆様のご承認をいただいて、座長という形で改めて関わっていければと思います。

毎回ここでご挨拶させていただきますが、本当に若輩者で、大変多くの見識のある方々をお迎えしての議事進行ということで、例年役不足かなと思っている中で、一方では若輩者といったところでまだまだ吸収力はあると思っていますので、ぜひ皆さんのそういう知識、またご意見をいただきながら、務めさせていただければと思いますので、引き続き、ご協力いただければと思います。

(事務局) : 飯田

続きまして、上岡副座長からご挨拶をお願いします。

(副座長) : 上岡委員

県立医療大学の上岡でございます。今年度は2年目ということで、やっと少し慣れてきたというところでもありますので、至らない点が多々あるとは思いますが、いろいろご意見をいただければありがたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局) : 飯田

ありがとうございました。それでは、協議事項に入っていきたいと思います。
これからの進行につきましては、飯島座長、どうぞよろしくお願いします。

(座長) : 飯島委員

それでは、協議を始めさせていただきます。

協議に入ります前に、市政運営の透明性の向上を図ることを目的とする「つくば市会議の公開に関する指針」により、つくば市自立支援協議会を公開とします。ご賛同いただける方は拍手をお願いいたします。

(…拍手…)

4 報告事項

(座長) : 飯島委員

それでは、報告事項に入りたいと思います。報告事項の(1)です。つくば市重層的支援体制整備事業について事務局で説明をお願いいたします。

(社会福祉課) : 佐野主任

本日、お時間いただきましてありがとうございます。今年度より始めます重層的支援体制整備事業について、市内の関係者の皆様に広く共有させていただきたいと思い、ご説明に上がらせていただきました。重層的支援体制整備事業について本日説明させていただきます。多機関協働事業ということで、主に多機関での協働と連携を中心的に担当させていただきます。

—資料に基づき説明を行う—

(座長) : 飯島委員

ありがとうございます。今の説明に対してのご意見、ご確認、ご質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら、先に進ませていただいて、また後程あったときには、ご発言をお願いいたします。

続いての報告事項(2)です。令和6年度事業報告について、事務局お願いします。

（事務局）：高谷

令和6年度つくば市障害者自立支援協議会事業報告をさせていただきます。
お手元に資料の2をご用意ください。

1、協議会の開催状況について、全体会を1回行いました。自立支援協議会委員の20名で構成された全体の総括の会議体となっております。

こども部会、（専門部会1）、を2回開催しました。12名で構成されまして障害児に関する地域課題等について協議検討いたしました。

おとな部会（専門部会2）、を2回行いました。12名で構成されております。障害者に関する地域課題等について協議検討いたしました。

プロジェクト会議は、3回行いました。障害児サービス事業所連絡会開催について、1回行いました。6名のプロジェクトのメンバーで構成されておりました。内容としましては障害サービス事業所連絡会開催について協議検討を行いました。

（仮称）つくば市障害者の情報取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例策定についての懇談会を、2回行いました。13名で構成されまして、条例策定についての意見交換を行いました。

令和6年度つくば市障害者差別解消地域支援協議会を1回行いました。20名で構成されておりました、令和5年度から、自立支援協議会の方で実施されているものになっております。

2番の協議内容について、（1）全体会、令和6年5月24日金曜日、午後1時半から3時の間に開催いたしました。まず、報告事項としまして、つくば市地域生活支援拠点事業について、資料に基づきご説明いたしました。続きまして、令和6年度の事業報告について資料に基づき説明いたしました。次に、つくば市障害者プランについて、計画書ができ上がりましたので、説明をさせていただきます。

検討事項です。まず、令和6年度の事業計画について資料に基づき説明を行

いました。その後、分科会、専門部会の日程内容等につきまして、子供部会、大人部会に分かれて、令和6年度の協議事項について検討していただきました。

検討していただいた結果、各部会で次のように会議が開催されております。まず、第1回こども部会としまして、令和6年7月25日木曜日9時半から11時の間に開催しました。協議内容といたしましては、つくば特別支援学校の地域支援センターの活動について、新谷委員よりご説明ご報告いただきまして、そのあと意見交換を行いました。また、障害児サービス事業所連絡会の開催について資料に基づき、説明をいたしました。

第2回こども部会については、令和7年2月5日の水曜日、9時半から11時に開催いたしました。協議事項といたしまして、支援に繋がっていない子供への支援について話題提供ということで、枝松委員より、カラーズの事業の説明や、話題提供として、事例を提供いただき、委員の皆さんで意見交換をさせていただいております。

続きまして、第1回おとな部会です。令和6年7月17日水曜日、10時から11時半に、開催いたしました。協議事項としましては、就労について、各委員の方より、障害者の就労についての課題など、出していただきまして、皆さんで意見交換をしていただきました。

第2回おとな部会、令和7年1月16日月曜日、10時から11時半に開催いたしました。協議内容といたしまして、日中サービス支援型共同生活援助の令和5年度の評価を行わせていただいております。

市内のトゥールンキャッスル、筑峯学園を対象に、事業所の担当者の方から、運営方針や活動内容を聞き取り、質疑応答を行い、評価を行いました。

次につくば市の就労支援事業について、障害者雇用促進事業等の報告ということで、マッチングサポート事業や福祉のお店「融点」の報告を行わせていただいております。

続きまして、プロジェクト会議です。障害児サービス事業所連絡会について、

令和6年8月6日火曜日、4時から5時の間に開催いたしました。協議事項といたしまして、障害児サービス事業所連絡会の開催についての話し合いをしました。開催通知の内容、当日どんなプログラムにするのかを検討いたしました。また、当日の役割についても協議いたしました。

プロジェクト会議第1回、（仮称）つくば市障害者の情報取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例策定についての懇談会を、令和6年9月24日火曜日、2時から3時半の間に開催いたしました。協議内容といたしましては、（仮称）つくば市障害者の情報取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例策定について、資料に基づき、ご説明させていただきまして、意見交換を行いました。内容といたしましては、条例策定のスケジュールや、の各団体さんからの聞き取った内容を報告させていただきました。それから条例の見出などの案を出させていただいております。

プロジェクト会議2回の（仮称）つくば市障害者の情報取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例策定についての懇談会です。令和6年10月10日木曜日2時から3時半の間に開催しております。協議事項としましては、条例仮称をつくば市障害者の情報取得及び利用並びに疎通の促進に関する条例策定について、資料に基づき説明し、意見交換を行いました。内容といたしましては条例案、つくば市等としての施策案を提示させていただきまして、皆さんからご意見をいただきました。

最後、令和6年度つくば市障害者差別解消地域協議会を令和7年3月19日火曜日、10時から11時半の間に開催いたしました。協議事項といたしまして、障害者差別解消法における相談対応についてということで、まず資料に基づき、当該地域協議会の再確認を行わせていただきまして、令和6年度の相談対応の事例紹介を行わせていただいております。

最後ですが、3、障害児サービス事業所連絡会を令和7年1月27日月曜日、9時半から11度半の間に開催いたしました。内容といたしましては、報告とし

て、障害者虐待の状況について、令和5・6年度の国県つくば市の虐待の件数の報告等を行わせていただいております。説明といたしまして、すてっぷのーとあゆむについて、記載事項の説明、活用方法のご説明をいたしました。最後、グループワークといたしまして、各事業所の困りごとについてのグループワークを行いました。6グループに分かれ、プロジェクトメンバーの方がファシリテーターとなりました。

参加者ですが、事業所から参加いただいたのが、63名となっております。市内の68事業所の方へご案内をさせていただいております。また、プロジェクトメンバーの6名の方にご参加いただいております。

以上になります。よろしくお願いします。

(飯島委員)

はい。ありがとうございました。ただ今、ご説明ご報告いただいた件について、確認や、ご意見ご質問等ある委員の方いらっしゃいませんか。では、よろしいですか。

では、続いての報告事項に移りたいと思います。

(事務局)：高谷

これから話す内容ですが、この後部会に分かれ、部会の検討事項を検討していただく予定となっておりますので、その際の資料になるような形で考えていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

では、お手元に資料の3-1をご用意ください。令和6年度のあんしん相談室の実績になっております。あんしん相談室は、令和6年度は例年通り、第2第4木曜日の午前が1回、午後2回の1日3回、実施しております。

3ページ目を見てください。令和6年度は、全部で35件の、相談を受けております。

相談者の内訳について、一番多いのがご家族からの相談ということで、20名の方から、ご相談いただいております。その次に多いのがご本人さんから、12

名の方から、ご相談いただいております。

相談者の状況、ご本人さんの状況について、一番多いのが精神疾患をお持ちの方が18名で、一番多くなっております。

相談内容の内訳及び対応内容の集計の3ページのところ見ていただくと、一番多いのがサービスの情報提供になっております。どんな施設がいいのかなとか、どんなサービスを使ったらいいのかというところのご相談が一番多く受けており、29件となっております。

その次に多いのが、就職に関する相談となり、13名の方に就職の関係のご相談いただいております。年度末になると、相談件数として多い傾向にあると思います。

それから、10名の方が本人との接し方がわからない、ご本人さんが精神の疾患をお持ちで、家族として、親としてどう関わっていけばいいのかわからないということで、多くの方が、ご相談に見えていたような状況となっております。

今年度のあんしん相談室の状況としまして、チラシを資料の3-2として、あんしん相談室のカラー両面刷りの資料をご用意しております。今年度については、令和6年度の実績として、午後の枠にお申し込みいただくことが多かったもので、今年度は、午後の2回の開催とさせていただくような形になりました。

また、今年度は障害者地域支援室にて、必ずあんしん相談の日に職員が常駐するようにし、必要に応じて一緒に相談に同席するようにしました。また、継続して、相談できるような体制を整え、相談機能の強化をしております。

それから、市内の全相談支援事業所の方にご協力、ご案内を差し上げまして、市内の全相談支援事業所の方に、今年度は参加していただけるということになっておりますので、特定相談支援事業所のOJTを強化することも併せて行わせていただこうと思っておりますので、よろしくお願いします。以上になります。

(武田委員)

筑峯学園の武田です。補足になります。あんしん相談のチラシの対象者のと

ころに、利用者さん及びご家族となっていますが、支援機関とか関係機関の方が相談に来て大丈夫です。以前は、学校の先生とか、事業者さんがケースの相談とかに來たり、福祉サービスの利用の仕方を聞きに來たりしたこともあったので、ここにいる皆さんには、ご理解いただいて、関係機関に周知していただければと思います。よろしくお願いします。

(飯島委員)

ありがとうございます。他は、いかがでしょうか。根本委員お願いいたします。

(根本委員)

ありがとうございますかけはしネット根本です。

当会議の冒頭にお話のあった重層的支援体制整備事業が始まるっていったところと、今年度から、やり始めますよ。という話だったかと思うのですがけれども、障害福祉に関しては、このあんしん相談室がやはりそういった役割を担ってじゃないのかなと言うことをすごく、この事例の実績などを見させていただいて感じるところです。そことの住み分けというか、どういったところで考えていらっしゃるのかなと思ひまして、お聞きしたいと思ひました。よろしくお願いします。

(佐野主任)

重層的支援体制整備事業は、今年度から開始になるため、取り組み方について検討を進めていく予定です。今後、相談実施体制についても整理していきたいと考えています。重層的支援体制整備事業においては、各分野で行われている相談支援を継続していくことが重要です。さらに、各分野を横断して相談を行う場合には、他の相談機関に転送するのではなく、そのまま受け入れることをお願いしています。

例えば、障害者向けの相談窓口では、元々の対象者である障害者や障害福祉に関する相談を優先して対応し、一方で高齢者等他の分野にまたがる相談が来

た場合にも柔軟に対応するようお願いしています。

以上が現時点の方針となりますが、ご理解いただけたでしょうか。

(根本委員)

ありがとうございます。これから始まるという段階なので、期待しています。当事者として、いろんな窓口で相談できることはありがたいと思います。ただ、たらい回しなどの問題が解消され、一度話したことを繰り返さなくてもいい環境が望ましいです。複数の窓口が一か所に集まって相談できる場所があれば、庁内での円滑な対応が可能になり、当事者の立場からも窓口が理想的だと考えます。ありがとうございます。

(佐野主任)

ありがとうございます。ご意見持ち帰らせていただきます。

(枝松委員)

カラーズつくばの枝松と申します。あんしん相談室の対象についてお尋ねしたいのですが、先程、武田さんから、支援者である事業所や学校の方も対象となる場合があるとおっしゃっていたと思います。この場合、対象や相談に訪れることが適切なのは、つくば市内にある事業所や学校に通う方々、またはつくば市に居住されている方々が対象となるのでしょうか。これにより、対象者が二つに分かれる可能性があるように思われ、この点について詳細を教えてくださいとありがたいです。

(事務局)：高谷

つくば市以外の事業所の方でも、つくば市の支援を受けている方であれば問題ありません。つくば市に何らかの関わりがある方からの相談は一旦受け付けさせていただきます。もし、つくば市で対応できない場合は、他の市町村に引き継ぎを行います。ご相談いただければ幸いです。よろしくお願いします。

(枝松委員)

つくば市の事業所に所属されている方が迷っている場合、その方がつくば市

民でない場合の対応についてはどうなるのでしょうか。

(事務局) : 高谷

そのようなケースも受け入れ、ご相談を受け付けておりますので、ご安心ください。よろしくお願いします。

(飯島委員)

他はいかがでしょうか。

(原口委員)

ライフサポートセンターの原口です

以前にもお話をさせていただいたことがあります。私は茨城県の「にも包括」の推進サポーターを務めています。重層的支援体制整備事業について話がありましたが、他市町村では、重層的な支援体制整備事業と「にも包括」の協議の場を組み合わせている取り組みもあるようです。「にも包括」は障害だけでなく、包括的な視点で捉えるべきものだと考えます。重層的支援体制整備事業と絡めて「にも包括」の協議の場を設けることも一つの方法だと考え、提案させていただきました。ご検討いただければ幸いです。

(佐野主任)

ありがとうございます。持ち帰らせていただきます。

(飯島委員)

では、次の報告事項に一旦、進めさせていただこうかと思います。また後程、時間を見て、ご発言をお願いいたします。

それでは報告事項の(4)です。令和6年度相談支援事業所連絡会のアンケート結果について、武田委員から、よろしくお願いいたします。

(武田委員)

筑峯学園の武田です。

この項目については私から説明します。現在、市内には相談支援事業所が30か所存在します。これらの事業所は2か月に1回、連絡会を開催しており、事

例検討や地域の支援機関に関する情報共有、相談支援計画の作成方法などについて協議しています。参加者の意見をもとに、つくば市の地域課題についてアンケートを実施し、結果をまとめました。この後、こども部会とおとな部会では今年度の活動内容を検討する予定であり、その際に参考資料として提供します。

利用したい障害者福祉サービスが不足していると感じるサービスは、居宅介護、家事援助、重度訪問介護、行動援護、短期入所などです。特に医療的ケアが必要な方の受け入れ先が不足しており、児童の短期入所施設も不足しています。さらに、地域生活支援事業や市町村事業のサービスが不足しており、移動支援日中一時預かりや行動障害者向けの施設が限られている状況です。相談支援事業所や相談支援専門員の数も不足しており、特に児童向けの相談支援受け入れ先が不足しています。

障害者が就職に向けて実習を行える企業の受け入れ先が不足しているほか、気軽に参加できるスポーツ施設も不足しています。さらに、既存のサービスに当てはまらない支援ニーズもあり、例えば通院時の付き添い買い物や体調不良時の対応が求められる場合があります。このようなニーズに対応するためには、相談支援機関により適切な支援が提供される必要があります。

調整や連携が難しいと感じられる事例もあります。送迎サービスの範囲が限定されていたり、送迎が不足している場合、代替案を見つけることが難しい状況があります。地域格差や社会資源の差が存在し、特に児童のケースでは家族の理解やニーズに関する課題が見られます。関係機関との連携も課題となっており、学校や医療機関との連携や事業所間の連携が必要です。

ここでは、相談支援専門員があつたらいいなと考える支援について、利用者のニーズに対応するための様々な支援について意見を募集しまとめたところで

す。具体的な支援の項目として、18歳以上の方向けの夕方の時間帯の支援、放課後等デイサービスの成人版のような支援を希望、入浴サービスを受けられる支援、放課後等デイサービスや日中一時預かりで入浴支援を受けられるように希望、送迎に関する支援 - 車を持たない世帯の子供の通学や通勤時に送迎サービスが必要、居宅訪問型生活支援、洗濯や掃除、食事などを本人が行えるよう指導訓練を提供してほしい。

また、次のような支援も望まれています。家族が困った時にイレギュラーな対応をしてもらえる居宅介護の支援、行動障害のある子供が安心して通える放課後等デイサービスや放課後支援、医療的ケアが必要な子供が気軽に利用できる施設や短期入所など。加えて、障害の有無に関わらず利用できる施設や土日祝日の余暇活動への支援、趣味や興味に関連した活動の場、家庭訪問型の学習支援などが求められています。これらの支援が提供されることで、利用者のニーズに適したサービスが提供され、地域の福祉サービスが向上することが期待されます。

(飯島委員)

武田委員、報告ありがとうございました。今の件について、皆様からいかがでしょうか。

よろしいですか、ではこの後の部会ごとに分かれた際に、参考にさせていただいて、そこでまたご意見等皆さんでしていただければと思います。

では次、報告事項5番目に移りたいと思います。令和6年度つくば市地域生活支援拠点等事業について、事務局よろしくお願いします。

(荻谷コーディネーター)

次に示す一覧表をご覧くださいと思います。この地域生活支援拠点等事業については、前回皆様にガイドライン等を通してご説明をいただきました。親が亡くなった後の対応を考える。また、その体制を整備していくという状況です。

今回始まりましたが、まず1番目として利用事前登録申請者が去年20名いました。そのうち6名は計画相談の利用がない方で、相談員がついていない方です。内訳は、精神障害者と知的障害者がそれぞれ5名、発達障害者が1名、身体障害者が2名、また知的と身体両方を持つ方が7名で、多い状況になっています。

次にこの事業は、事前の登録と共に、受け入れ先の事業所を整備していく事業でもあります。それが認定事業所登録者数になります。去年の登録事業所は13事業所になっています。別資料をご覧くださいと、どの事業所が登録しているかがわかります。この表の見方は、受け入れる事業所を示すマーキングがついている事業所がどこかを示しています。その合計が、資料の報告書に記載されている機能別になります。相談が6事業、緊急時の受け入れ対応は9事業となっています。これはマーキングの合計事業所数となります。まだまだ事業所数としては少ないところがあるので、今後も広報を進めていきたいと考えています。生活支援体制整備事業は、この図の5つの機能を連携させ、地域の関係機関が協力していく事業になっています。これらの機能と表を合わせてご覧くださいと思います。

実際、去年はどのような活動を行ったか報告いたします。まず、令和6年度の障害福祉サービス等報酬改定の概要について、4月8日に事業所の皆様に説明や呼びかけを行いました。呼びかけた事業所数は、相談事業所や短期入所の事業所、就労移行A型やB型を含めて141事業所で、参加者は88名でした。また、つくば市障害者福祉支援事業所連絡会にも2回説明を行いました。さらに、地域支援センターとよさと、さくらの保護者会でも説明を行いました。保護者会ではとよさとが6名、さくらが11名で、相談支援員のいない方もいらっしゃいました。その後、登録者20名のうち半数がこの2つの事業所から上がってきた状況です。その他の問い合わせも多く、随時来所して説明を受けたいという方もいますので、対応しています。

最後に、研修会の実施についてです。専門的人材の確保養成の一環として、相談事業所連絡会において、拠点等整備事業の研修会を実施しています。緊急時の事例やグループワークを通して、拠点事業を理解する機会を提供しました。事例として、お母さんが入院し、亡くなってしまったが、日頃のサービスを上手く利用することで生活を継続できたという内容を通じて、緊急時に備える重要性を理解してもらっています。

以上が、拠点等事業の実績報告となります。ありがとうございました。

(飯島委員)

ありがとうございます。ただいまの説明の報告についてはどなたかご質問や確認事項等ありますでしょうか。

私、一つ質問をしてもよろしいですか。昨年度の報告があったと思いますが、実際に発動した実績は、昨年度はなかったということによろしいんですか。

(荏谷コーディネーター)

幸いなことにございませんでした。

事前に危なさそうだとこのころの相談は受けているのですが、そういうところに対して事前に、具体的にこういうふうな対応をしといた方がいいのではないかな等のアドバイスをしながら、支援していました。幸いに緊急で入所が必要だというケースは、ありませんでした。

(飯島委員)

ありがとうございます。他はご質問とか、いかがですか。よろしいですか。はい。

では一通り、報告事項を5ついただきました。

全体の報告事項を通してでも結構ですが、この後、各部会で、分かれていただくと思いますので、もし何か質問や確認事項し忘れた方がいらっしゃいましたら、お願いいたします。

意見ですが、あんしん相談について、この自立支援協議会から立ち上がった

っていう歴史もあるかと思いますが、今までこの実績が上がってきてからあまり目にした記憶がなくて、引き続き事務局は、大変かもしれませんが毎年、ただけるといいなと思ったので発言させていただきます。

その他は、いかがでしょうか。大丈夫ですか。

それでは次の検討事項に移っていきたいと思います。

では検討事項これから部会に分かれて、お話を例年通りしていただきますが開催日程案について事務局からまずご説明をいただければと思います。よろしくをお願いします。

(事務局)：高谷

令和7年度の事業計画について、資料6-1と6-2をご用意いただけますか。今年度も引き続き、全体会、部会、プロジェクト会議、事務局会を進めていく予定です。資料6-2では、R7つくば市障害者自立支援協議会スケジュール案をご説明いたします。

全体会に関して、本日1回行い、3月末にもう1回行い、令和7年度の報告を年内に2回行い、次年度に向けて進める予定です。2月には障害者差別解消地域支援地域協議会を開催します。専門部会では、おとな部会を7月第1回目と1月、子供部会を1月と2月にそれぞれ予定しています。

プロジェクト会議では、4月9日につくば市障害者の情報取得及び利用、意思疎通の促進に関する条例案の制定の懇談会を行います。昨年度の大人部会で提案された就労支援事業所連絡会についても検討し、必要に応じて開催する予定です。事務局会では、5月4日に事務局の打ち合わせを行い、随時必要に応じて会議を開催していきます。ご理解の程、よろしくお願いいたします。

(飯島委員)

はい。ありがとうございます。

今年度は、全体会が1回追加ということでの案をいただいておりますが、皆様から例えば少ない、もう少しここは多くした方がいいのではないか、など何かあれば、ご意見いただければと思いますが。いかがでしょうか。

事務局、昨年度実施した、障害児サービス事業所連絡会は、今年度は、特に開催予定はなしということではよろしかったでしょうか。

(事務局) : 高谷

昨年度行いました障害児サービス事業所連絡会ですが、自立支援協議会では、今年度は開催をしますが、市の方の事業として行っていく予定になっております。よろしくお願いします

(飯島委員)

では、(2)分科会(専門部会)の日程、内容等について、事務局お願いします。

(事務局) : 高谷

おとな部会とこども会に分かれて協議を行う予定ですが、お手元には、令和6年度と令和7年度のつくば市障害者自立支援協議会委員名簿をご用意いただけますか。部会に1・2という数字が振られていますが、1はこども部会を表し、2はおとな部会に参加される方を示しています。要項では、部会長を置くことが記載されており、こども部会には飯島座長、おとな部会は、上岡副座長にお願いしたいと考えています。また、委員の皆様には、所属以外の部会の会合にもご参加いただけますので、お時間が許すようでしたらご参加ください。場所についてですが、窓の際に机を寄せてこども部会の打ち合わせを行い、出入口の方にはおとな部会の打ち合わせを行う予定です。ご協力の程、よろしくお願いいたします。

(座長)：飯島委員

ありがとうございました。それでは、おとな部会とこども部会に分かれていただいて、日程と課題について決めていただき、事務局に伝えていただいて、決まった部会から解散という形で終わりたいと思います。では閉会とさせていただきます。特になければ、部会ごとに分かれてください。よろしくお願いいたします。

部会ごとに協議内容がまとまりましたら、そのまま解散とし閉会します。よろしくお願いいたします。

(部会ごとに分かれて協議)

6 閉会

令和7年度 第1回つくば市障害者自立支援協議会全体会 次第

日 時 令和7年5月27日(火)

午後1時30分～3時30分

場 所 つくば市役所2階 防災会議室(2)

1 開 会

2 協議会委員の変更について

3 座長及び副座長選出について

4 報告事項

- (1) つくば市重層的支援体制整備事業について
- (2) 令和6年度事業報告について
- (3) 令和6年度あんしん相談室実績及び令和7年度相談体制について
- (4) 令和6年度相談支援事業所連絡会のアンケート結果について
- (5) 令和6年度つくば市地域生活支援拠点等事業について

5 検討事項

- (1) 令和7年度事業計画について
- (2) 分科会(専門部会)の日程、内容等について

6 そ の 他

7 閉 会

つくばでも
始まります！

重層的支援体制整備事業



社会福祉課



重層的支援体制整備事業とは

法律では・・・

・・・地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するように努めるものとする。（社会福祉法第106条の3 （包括的な支援体制の整備））

キーワードは“包括的”

包括的:全体をおおっているさま。総括的。

重層的:幾重にも層をなしてかさなっているさま。（Oxford Languages）

幾重にも折り重なり、全体をおおうような支援体制を整備していく事業



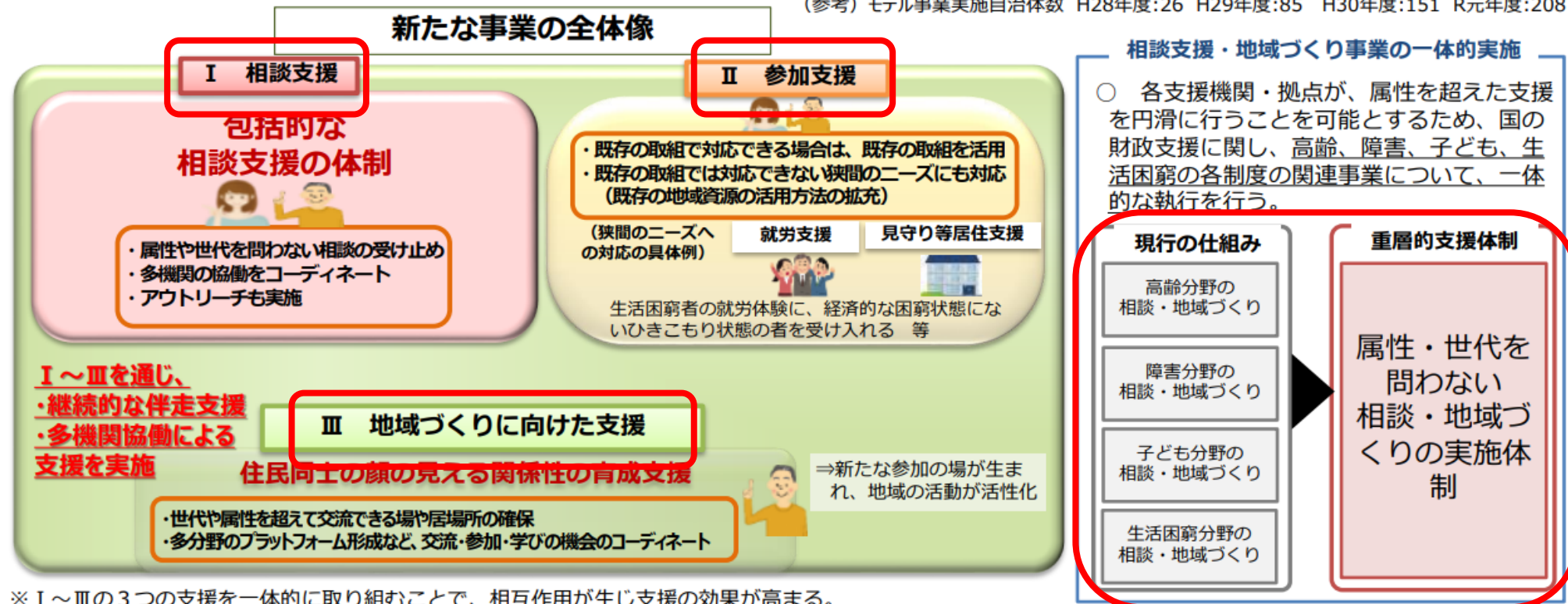
地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化（※）する中、従来の支援体制では課題がある。（※）一つの世帯に複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）、世帯全体が孤立している状態（ごみ屋敷など）
 - ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
 - ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業（「重層的支援体制整備事業」）の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。

（参考）モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151 R元年度:208



	第106条の4第2項の各号			既存の事業名等
1号	包括的支援	イ	介護分野	地域包括支援センター事業
		ロ	障害分野	障がい者相談支援事業
		ハ	子ども分野	利用者支援事業
		ニ	生活困窮者分野	生活困窮者自立支援事業（自立相談支援）
2号	新 参加支援事業			狭間のニーズへの社会参加支援や見守り
3号	地域づくり	柱書	生活困窮分野	生活困窮者支援等のための地域づくり事業
		イ	介護分野	一般介護予防事業の内、厚生労働大臣が定める事業（通いの場等）
		ロ	介護分野	生活支援体制整備事業
		ハ	障がい分野	地域活動支援センター事業
		ニ	子ども分野	地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）
4号	新 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業			訪問等により継続的に繋がり続ける
5号	新 多機関協働事業			多機関の協働による包括的支援構築事業
6号	新 支援プラン			上記と合わせて行う

窓口でこんなことで悩んだことはありませんか？

支援を必要としていそうだが、高齢、障害、児童、生活困窮といった既存の支援の枠組みに当てはまらないため、担当課がわからない。
例：社会的孤立、刑務所からの出所者 等

家族の複数人がそれぞれ被支援ニーズを持っており、それぞれの部署は関わっているが、中心となってケースを把握し、関わる部署がわからない。



そもそも存在に気づけない/支援につながらないまま深刻化していく。
例：引きこもり、セルフネグレクト、虐待 等

明らかに支援を必要としているが、本人が拒否しているため、介入のしようがない。
例：ゴミ屋敷、精神疾患等が疑われるが病識がないケース セルフネグレクト 等

社会参加/孤立感の解消につなげたいが、既存の制度は使えそうなものがない。
例：引きこもりや外国人住民 等

市民の目線だと・・・

自分や家族が複数の支援機関に相談しているが、それぞれの機関に同じ話を何度もしなければならない。
それぞれの支援機関から言われることが違って、どの話を聞いたらいいかかわからない。



相談先がわからない。

相談するのがいや。

相談してみたが、「この窓口ではない」「この制度の対象にはならない」と言われてしまった。

現場には支援のしづらさ/受けにくさの「あるある」がいっぱいありますよね。

重層的支援体制整備事業の支援対象は、どこに相談して良いかわかりにくい 複雑化・複合化したケースや制度の狭間のケース



8050問題

- ・ 80歳の介護が必要な高齢者
→ 地域包括支援課
→ 介護保険課
- ・ 50歳の引きこもりの子ども
→ 健康増進課
→ 保健センター
→ 障害者地域支援室



ヤングケアラー問題

- ・ 精神疾患等の病気の親
→ 健康増進課
→ 保健センター
→ 障害者地域支援室
- ・ 親を介護する子ども
→ こども未来センター
→ 教育局



ダブルケア問題

- ・ 高齢の親の介護
→ 地域包括支援課
→ 介護保険課
- ・ 子育て
→ こども未来センター
→ 教育局



生活困窮・子どものネグレクト問題

- ・ 精神疾患で生活困窮の親
→ 障害者地域支援室
→ 社会福祉課
- ・ 子育てネグレクト
→ こども未来センター
→ 教育局



複合化・複雑化した支援ニーズ
制度の狭間の支援ニーズ
を持つ住民/世帯

地域のなかでの孤立してしまう
社会の制度とうまくつながらない

状況の深刻化
課題の複雑化

本人や家族だけでなく、誰にとっても
よくない結果に・・・

行政、支援機関：支援のコストの上昇
地域：生活環境の低下

こうした事態を防ぐor軽減するためには
“伴走型支援”が必要！

伴走型支援とは・・・

支援者と本人とが継続的につながり関わり合いながら、
本人と社会・他者との関係を広げていくことを目的とした支援

問題解決・軽減には

「具体的な課題解決を目指すアプローチ」

「つながり続けることを目指すアプローチ」

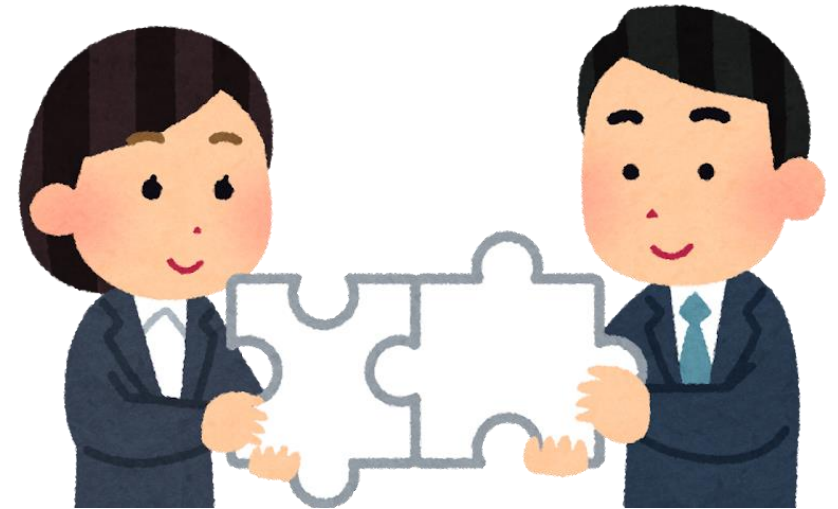
の両方が必要。また、支援を行う主体も

「専門職による伴走型支援」

「地域住民同士の支えあいやゆるやかな見守り」

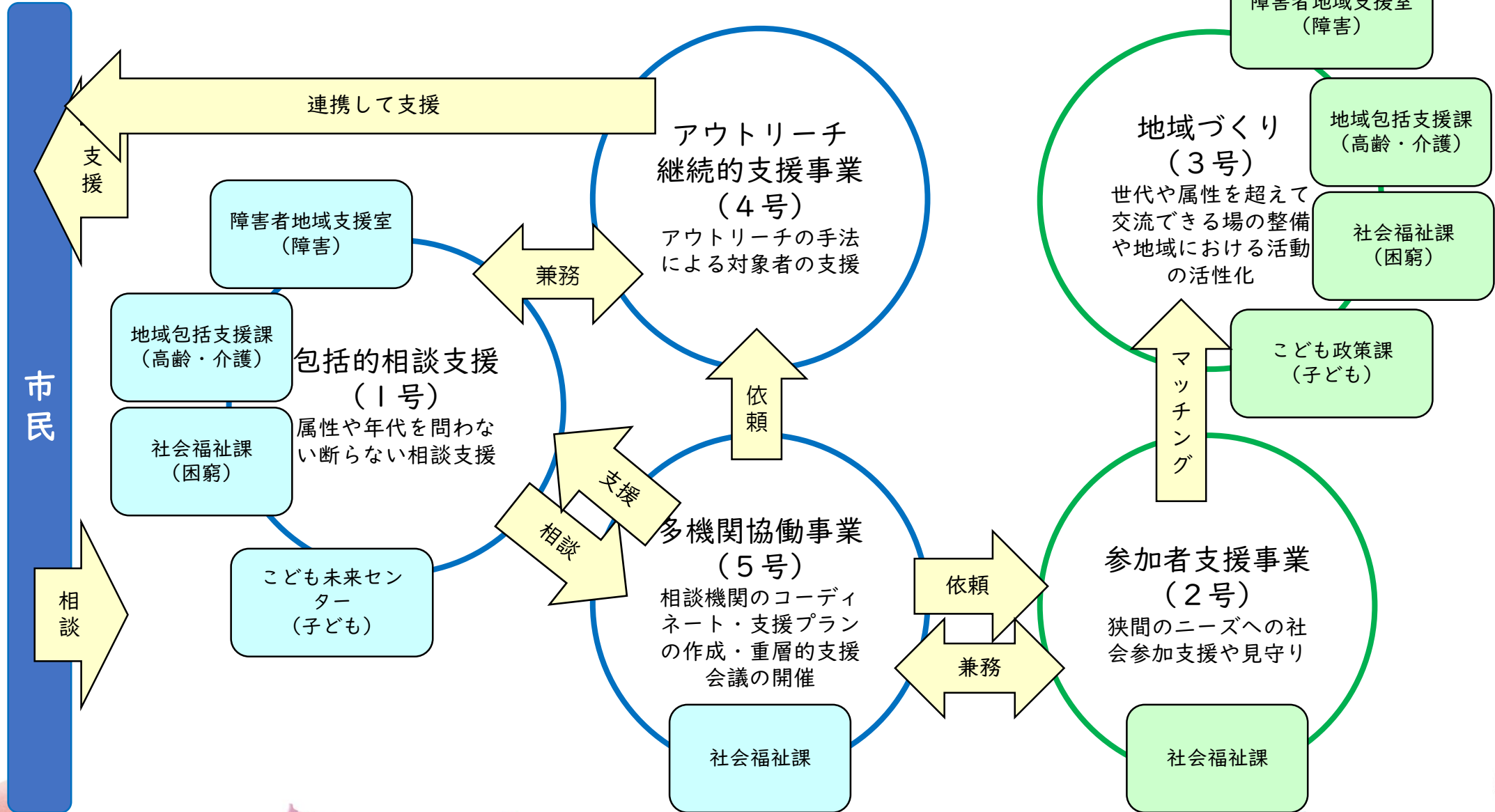
の両方が必要。

・・・様々な視点による支援が層になった包括的な支援体制づくり

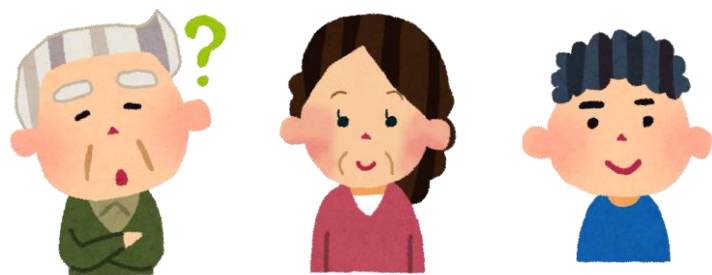


**重層的支援体制
整備事業**

つくば市の重層的支援体制整備事業体制図



重層的支援体制整備事業のイメージ



○筑波 谷太郎 さん

70代 身体的には元気だが、認知症の症状が出ている。要支援2。

○筑波 さくら さん

40代 10年前に夫と離婚し、谷太郎さんと同居している。幻覚・妄想の訴えがあり精神障害が疑われている。就労はしていない。

○筑波 茎太 くん

13歳 小学校1年生から不登校状態。谷太郎さんの介護や、家事の多くを行っている。

・自宅は持ち家で、一家の収入は谷太郎さんの年金収入のみ。

・介護利用料、税、公共料金を滞納

・地域包括支援センターのケアマネジが、谷太郎さんの支援に入るなかで世帯の困りごとに気づいたが、ケアマネの業務は高齢者のサービス調整のため、娘と孫に対して支援できない。

○市役所の関係課

- ・地域包括支援課（谷太郎さん：高齢者に対する支援）
- ・障害者地域支援室・健康増進課（さくらさん：精神疾患疑いの住民に対する支援）
- ・こども未来センター・教育局（茎太くんの不登校）
- ・介護保険課（介護保険料滞納で関わりあり）
- ・納税課（税の滞納で関わりあり）
- ・水道局（上下水道料金の滞納で関わりあり）
- ・幼児保育科（過去に保育料滞納で関わりあり）
- ・消費生活センター（過去に多重債務で相談あり）
- ・住宅政策課（過去に市営住宅で相談あり）
- ・環境保全課（過去に多頭飼育で相談あり）

課題①

各個人の支援や税、保険料の滞納、過去の相談歴、支援歴などがあり、各課がそれぞれに関わってきた経緯があるが、情報の共有が全くされていなかった。

そのため、他の世帯員は担当領域外の扱いとしてきていたため、世帯全体の生活課題が把握できていなかった。

課題②

この世帯に対して、市として何かと支援をしたいが、庁内でこれらを扱う担当課と連携・協働して支援する体制がない。

重層的支援体制が必要！

重層的支援体制整備事業のイメージ②

○世帯の状況

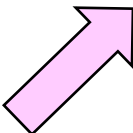
谷太郎さん：認知症で支援が必要

さくらさん：精神疾患疑いだが未受診。未就労

茎太くん：不登校、ヤングケアラー状態



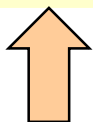
- ・介護利用料、税、公共料金を滞納
- ・地域包括支援センターのケアマネが発見



1号 包括的相談支援

ケアマネが多機関協働に相談

○重層的支援会議を招集し、支援終結の判断

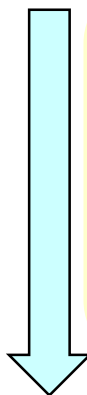


2号 参加支援事業

・茎太くんは、こども食堂にも通い始め、近所との人間関係を構築後、徐々に学校に登校を始めた。

5号 多機関協働事業

- ・庁内の関係課と庁外の支援機関の参加による重層的支援会議を招集
- ・対象世帯の情報共有、支援プランの検討し、支援策をコーディネート

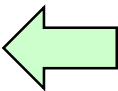


○支援プランに沿って、多機関の専門性や機能を活かし、連携・協働して支援開始。

- ・谷太郎さんはデイサービスと訪問介護の利用開始
- ・世帯に対して家計改善支援と食糧支援を開始

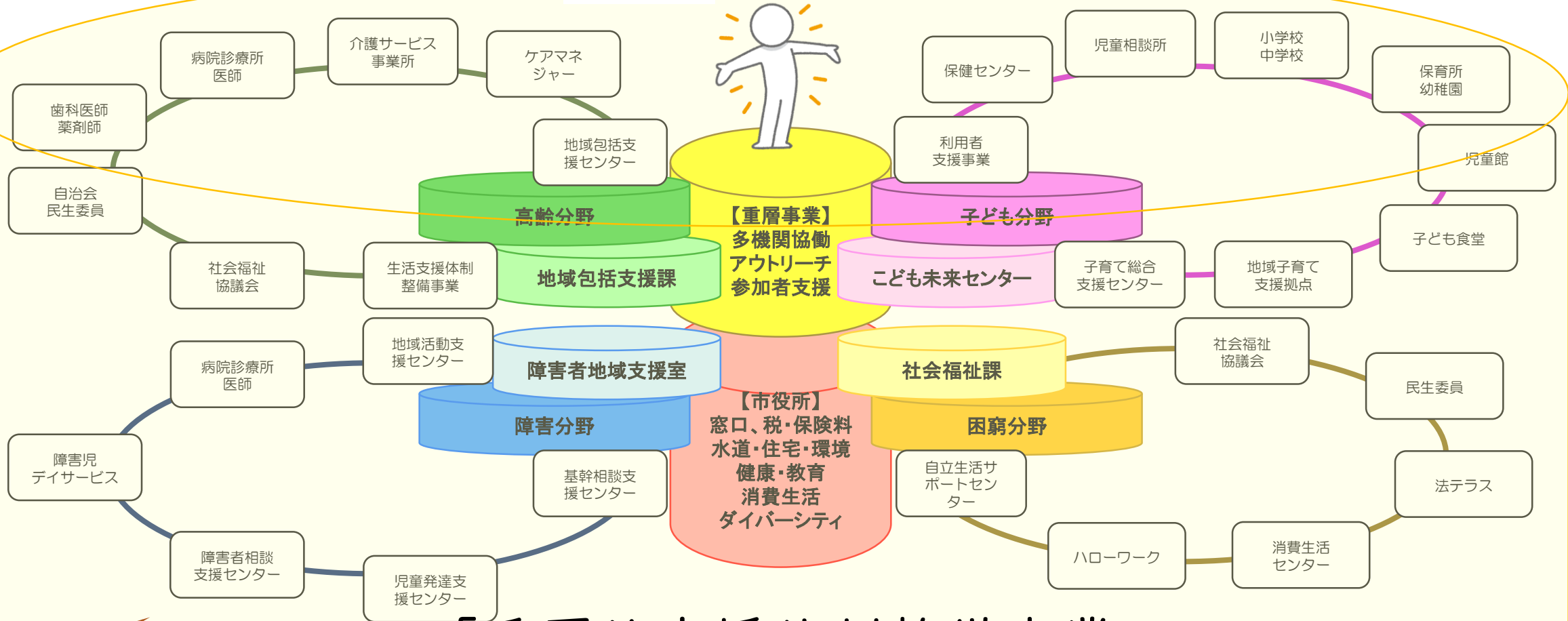
4号 アウトリーチ継続的支援事業

- ・さくらさんと茎太くんに対して、アウトリーチ支援を開始、半年後に信頼関係を構築し、さくらさんは通院開始。その後、地域活動支援センターへ通所を始める。
- ・茎太くんは、参加支援を活用し近所の高齢者向けサロンに通い始める。



地域で複雑化・複合化した問題を 市内市外で一体的に支援する体制が必要

層がしっかり重なっていれば落ちない！



そのための「重層的支援体制整備事業」

使える選択肢を地域に増やし、各関係機関の連携を強化することで、隙間のない「支援しやすい」「支援につながりやすい/使いやすい」体制を整備する。

各支援機関が一つのチームとなり対象者を支援する

多機関協働事業フロー（案）



①相談・受付 (本人・支援者 等)

会議についての依頼
以外にも、お気軽に
ご連絡ください。
(例：相談先がわか
らないなど)



②支援プランの作成

関係機関の情報を整
理したうえで、本
人・家族の希望を踏
まえた支援プランを
作成します。

多機関協働事業担当者
@社会福祉課



③支援会議を開催し、 支援方針を決定

役割分担や情報共有、
支援方針についての
協議



④チームとして支援

各部署がそれぞれ支
援する状態から、
支援チームとしての
関わりに！
※多機関協働事業者が対応
を引き継ぐものではありません。



重層的支援会議

根拠	多機関協働事業実施要領
対象者	複合化・複雑化した支援ニーズがある等、支援者間での調整が必要なケース
同意・ 守秘義務	原則として本人からの情報共有についての <u>同意が必要</u> 。 ※相談時点では同意がなくても、多機関協働事業者から本人の同意取得に向けてアプローチすることも可能。
内容・役割	情報共有と支援方針の検討 ・ 支援プランの適切性の協議 ・ プラン終結時の評価 ・ 社会資源の把握と開発に向けた検討 多機関協働事業者が支援プランを作成する。
位置づけ	重層的支援体制整備事業が適切かつ円滑に実施するために行う会議

支援会議

根拠	社会福祉法第106条 5
対象者	・ 支援が必要かと思われるのに支援につながっていないケース ・ 情報共有が必要なケース
同意の有無	問わない
守秘義務	設定されている (違反の際の罰則規定あり) ※税務職員が有する納税者等の情報の共有は不可
内容・役割	情報共有と支援方針の検討 ・ 気になる事案の情報提供/情報共有 ・ 必要な支援体制の検討/見守り ・ 緊急性がある事案への対応 原則として、包括的相談や重層的支援会議に繋げるまでの協議
位置づけ	地域において、自ら支援を求めることが困難な人や支援が必要な状況にも関わらず支援ができていないひとへの支援を行うために開催するもの。

根拠資料

○支援会議 社会福祉法第106条の6

2 支援会議は、重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るために必要な情報の交換を行うとともに、地域住民が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。

3 支援会議は、前項に規定する情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、支援関係機関等に対し、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

6 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がないのに、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。



○皆様をお願いしたいこと

支援の場面で“断らない相談支援”を意識してください。

- ・御自身の分野の内容でなくても、傾聴力を持って、相談者の困りごとを聞いていただくようお願いします。「他に困りごとはありませんか？」と聞いてみるのもいいかもしれません。

- ・相談事が御自身の分野ではない場合、適切な相談先につなぐまで行っていただくようお願いします。その際、相談先に事前に連絡したり、場合によっては同行したりすると、相談者の方に安心感を持っていただけるかと思います。丁寧なつなぎを意識してください。どこに相談すればわからない相談事については、つくば市役所社会福祉課多機関協働事業者に御相談ください。つなぎ先を一緒にお探しします。

- ・受け止める側になった場合も、気持ちのよい受け止めをお願いいたします。たらいまわしが発生しないように、相談が、確実にどこかでは受け止められるような対応をお願いします。

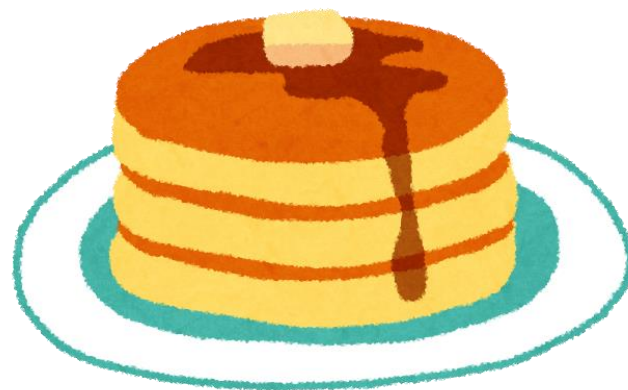
積極的な情報共有をお願いします

各分野の支援だけでは対応が困難な対象者を発見した場合は、早期に各相談窓口や多機関協働事業者にご相談・報告していただくようお願いいたします。

重層的支援会議・支援会議へのご参加をお願いします。

今後会議への参加をお願いすることがあるかと思えます。会議への参加については、可能な限り応じていただくようお願いいたします。また、資料等の提出についても、ご協力をお願いいたします。

御清聴ありがとうございました。



令和6年度 つくば市障害者自立支援協議会事業報告

1 協議会開催状況

(1) 全体会:1回

自立支援協議会委員20名で構成された全体の総括

(2) こども部会(専門部会1):2回

12名で構成。障害児に関する地域課題等について協議・検討

(3) おとな部会(専門部会):2回

12名で構成。障害者に関する地域課題等について協議・検討

(4) プロジェクト会議:3回

ア 障害児サービス事業所連絡会開催について:1回

6名で構成。障害児サービス事業所連絡会開催について協議・検討

イ (仮称)つくば市障害者の情報取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例策定についての懇談会:2回

13名で構成。条例策定についての意見交換

(5) 令和6年度つくば市障害者差別解消支援地域協議会:1回

20名で構成。今年度から自立支援協議会内で実施

2 協議内容

(1) 全体会

ア 日時

令和6年5月24日(金)午後1時30分～3時

イ 報告事項

(ア) つくば市地域生活支援拠点等事業について

(イ) 令和5年事業報告について

(ウ) つくば市障害者プランについて

ウ 検討事項

(ア) 令和6年度事業計画について

(イ) 分科会(専門部会)の日程、内容等について

こども部会、おとな部会に分かれて、6年度協議事項について検討

(2) 第1回こども部会

ア 日時

令和6年7月25日(木)9時30分～11時

イ 協議事項

(ア) つくば特別支援学校 地域支援センターの活動について

(イ) 障害児サービス事業所連絡会の開催について

(3) 第2回こども部会

ア 日時

令和7年2月5日(水)9時30分～11時

イ 協議事項

支援につながっていない子どもへの支援について～話題提供～

(4) 第1回おとな部会

ア 日時

令和6年7月17日(水)10時～11時30分

イ 協議事項

就労について

(5) 第2回おとな部会

ア 日時

令和7年1月16日(月)10時～11時30分

イ 協議事項

(ア) 日中サービス支援型共同生活援助の令和5年度評価について

「トゥールンキャッスル」「筑峯学園」を対象に事業所担当者から運営方針や活動内容を聞き取り評価。

(イ) つくば市の就労支援事業について(障害者雇用促進事業等の報告)

(6) プロジェクト会議:障害児サービス事業所連絡会開催について

ア 日時

令和6年8月6日(火)16時～17時

イ 協議事項

障害児サービス事業所連絡会の開催について

(ア) 開催通知について

(イ) 当日の役割

(7) プロジェクト会議:第1回(仮称)つくば市障害者の情報取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例策定についての懇談会

ア 日時

令和6年9月 24 日(火)14 時～15 時 30 分

イ 協議事項

(仮称) つくば市障害者の情報取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例策定に係る意見交換

(8) プロジェクト会議:第2回 (仮称) つくば市障害者の情報取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例策定についての懇談会

ア 日時

令和6年 10 月 10 日(木)14 時～15 時 30 分

イ 協議事項

(仮称) つくば市障害者の情報取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例策定に係る意見交換

(9) 令和6年度つくば市障害者差別解消支援地域協議会

ア 日時

令和7年3月 19 日(火)10 時～11 時 30 分

イ 協議事項

当市での障害者差別解消法における相談対応について
(当該地域協議会の再確認、事例紹介等)

3 障害児サービス事業所連絡会

(1) 日時

令和7年1月 27 日(月)9時 30 分～11 時 30 分

(2) 内容

ア 報告:「障害者虐待の状況について」

イ 説明:「すてっぷのーとあゆむについて」

ウ グループワーク:「事業所の困り事について」

(3) 参加者

ア 事業所参加者 36 名

イ プロジェクトメンバー 6 名

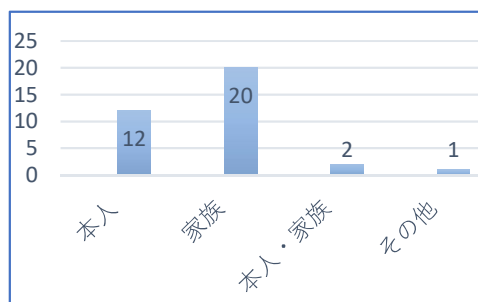
令和6年度 あんしん相談室実績

番	相談日	相談者	相談内容内訳及び対応内容								
			サービス 情報提供	相談員 検討・調整	本人との 接し方	入所等	就職 収入	学業 進学	権利擁護 年金・手帳	拠点等	その他
1	4/11 ①	本人	1				1				1
2	4/11 ②	本人	1				1				
3	4/11 ③	母			1					1	
4	4/25 ①	本人	1								1
5	4/25 ②	本人 母	1	1			1				
6	5/23 ①	母	1				1			1	
7	5/23 ②	本人									1
8	5/23 ③	母	1						1	1	
9	6/13 ①	本人	1								1
10	6/27 ①	母	1		1		1				
11	8/8 ①	母	1		1				1		
12	9/12 ①	母	1	1							1
13	9/12 ②	両親	1	1		1					
14	9/26 ①	本人	1						1		
15	9/26 ②	本人	1	1							1
16	10/10 ①	義理 妹	1								
17	10/24 ①	母	1	1			1			1	
18	10/24 ②	母	1			1	1				
19	11/14 ①	本人	1	1							
20	11/14 ②	妻	1		1						1

番	相談日	相談者	相談内容内訳及び対応内容								
			サービス 情報提供	相談員 検討・調整	本人との 接し方	入所等	就職	学業 進学	権利擁護 年金・手帳	拠点等	その他
21	11/14 ③	本人					1		1		
22	11/28 ①	母	1	1		1		1			
23	12/5 ①	本人	1								1
24	12/19 ①	妹	1	1		1					
25	12/19 ②	本人	1	1		1					
26	1/9 ①	母	1	1	1			1	1		
27	1/9 ②	両親 本人	1				1		1		
28	1/23 ①	上司	1				1				
29	2/13 ①	母			1			1			
30	2/13 ②	母	1		1						
31	2/27 ①	母・兄	1	1			1			1	
32	3/13 ①	母	1		1		1				
33	3/13 ②	本人					1				1
34	3/13 ③	母	1	1	1						
35	3/27 ①	母			1	1		1			
合計			29	12	10	6	13	4	6	5	9

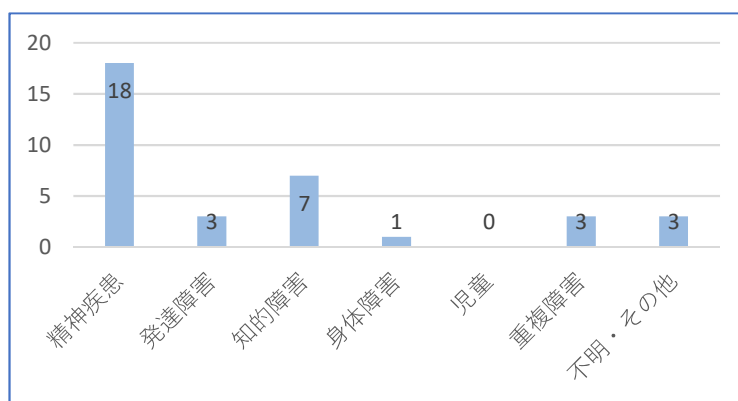
1 相談者内訳

本人	12
家族	20
本人・家族	2
その他	1
合計	35



2 本人状況

精神疾患	18
発達障害	3
知的障害	7
身体障害	1
児童	0
重複障害	3
不明・その他	3
合計	35





障害福祉

2025年度・前期

あんしん相談室

障害がある方やその御家族が、障害福祉に関することを相談できる『あんしん相談室』を下記の日程で開室しております。「福祉サービスを利用したいが、どのようなサービスがあるかわからない。利用の方法がわからない。」の質問や疑問に、相談支援事業所の相談支援専門員と一緒に考えていきます。また、必要に応じて、関係機関をご案内いたします。

【対象】

身体・知的・精神の障害、発達障害や難病がある方およびその御家族がご利用になれます。

【開室日時】

○開室期間：2025年4月～2026年3月・毎月第2、第4木曜日（8月第1・第3木曜日）

○開室時間：午後1時～午後4時

2025年 (4月～9月)	4月	10 (木)	24 (木)
	5月	8 (木)	22 (木)
	6月	12 (木)	26 (木)
	7月	10 (木)	24 (木)
	8月	7 (木)	21 (木)
	9月	11 (木)	25 (木)

【場所】

つくば市役所2階 相談室（状況により、変更する場合があります）

【費用】

相談は無料です。

【問い合わせ・申し込み】

予約申し込みの方、優先です。

電話かFAXで事前にご連絡ください。



<連絡先>

障害者地域支援室 電話029-883-1111（代表）・FAX029-868-7544



障害福祉

2025年度・後期

あんしん相談室

障害がある方やその御家族が、障害福祉に関することを相談できる『あんしん相談室』を下記の日程で開室しております。「福祉サービスを利用したいが、どのようなサービスがあるかわからない。利用の方法がわからない。」の質問や疑問に、相談支援事業所の相談支援専門員と一緒に考えていきます。また、必要に応じて、関係機関をご案内いたします。

【対象】

身体・知的・精神の障害、発達障害や難病がある方およびその御家族がご利用になれます。

【開室日時】

○開室期間：2025年4月～2026年3月・毎月第2、第4木曜日（12月第1・第3木曜日）

○開室時間：午後1時～午後4時

2025年10月 ～ 2026年3月	10月	9（木）	23（木）
	11月	13（木）	27（木）
	12月	4（木）	18（木）
	1月	8（木）	22（木）
	2月	12（木）	26（木）
	3月	12（木）	26（木）

【場所】

つくば市役所2階 相談室（状況により、変更する場合があります）

【費用】

相談は無料です。

【問い合わせ・申し込み】

予約申し込みの方、優先です。

電話かFAXで事前にご連絡ください。



<連絡先>

障害者地域支援室 電話029-883-1111（代表）・FAX029-868-7544

1 相談支援専門員から見えるつくば市の地域課題（アンケート抜粋）

（１）足りない・少ないと思えるサービス等

〈利用したい障害福祉サービスが足りない〉

例：居宅介護（主に家事援助）。重度訪問介護。行動援護。短期入所。

〈医療的ケアが必要な方の受け入れ先が少ない。特に児の短期入所利用先〉

〈利用したい地域生活支援事業（市町村事業）のサービスが足りない〉

例：移動支援。日中一時預かり。

〈行動障害のある方が利用できる事業所が限られている（少ない）〉

〈相談支援事業所（相談支援専門員）の数が足りない〉

例：児童の相談支援の受け入れ先が少ない。児童のセルフプラン率が高い。

〈障害者が就職に向けて実習を行なえる企業の受け入れ先が少ない〉

〈障害者が気軽に参加できるスポーツ施設が少ない〉

- ・既存のサービス内容に当てはまらない支援（例えば、院内の付き添い・買い物同行・体調不良時の対応・電球交換等）は、相談支援に求められることがある（多い）
- ・利用者のニーズに沿った支援、福祉サービスの利用へとつなげていきたいが、利用者のニーズよりも既存のサービスや事業所に合わせた支援（当てはめる支援）とならざるを得ない。

（２）調整や連携が難しいと感じていること

〈送迎の確保〉

- ・送迎の範囲が限定される。
- ・送迎がない、自力で通うことができない等の理由でサービスが利用できない。
- ・児童のケース。親に運転免許がなく、行動特性等により事業所の送迎車に乗れない等の事情がある場合、代替案を見つけづらい。

〈障害福祉サービス等の社会資源の地域格差〉

- ・地域格差によりサービス利用に差がある。
- ・中心地と周辺地域、事業所の多い少ない。
- ・中心地以外公共交通機関が整っていないので福祉サービスの選択が狭まる。

〈（特に児童のケースにおいて）ご家族の障害への理解や受容が難しい〉

〈関係機関との連携が難しい〉

- ・学校との連携。
- ・医療との連携。
- ・児童＝小児科から成人＝精神科への移行選択が難しい。
- ・事業所のとの連携。

2 相談支援専門員が「あったらいいな」と考える支援等

(1)「あったらいいな」と考えるサービス等

- 〈18 歳以上の方の夕方の時間帯の支援。放課後等デイサービスの成人版のような支援〉
 学齢期に放課後等デイサービスを利用されていた方は、この時間帯に利用できる支援の確保に苦慮されている。
- 〈入浴サービスを受けられる支援〉
 入浴支援が受けられる放課後等デイサービス、日中一時預かり等。
- 〈送迎に関する支援〉
 例えば、車を持たない世帯の子どもが通学時に利用できるサービス。
 就労継続支援 A 型事業所や企業等への通勤時に利用できるサービス（サービスが有る）
 個々のニーズに合わせて移動できる送迎サービス。
- 〈居宅訪問型生活支援〉
 洗濯の仕方、掃除の仕方、ごはんの作り方など生活に関することを利用者さんが生活している場所へ訪問して、支援者がやるではなく、本人が行なうことができるように指導訓練を行なってくれるような支援（一緒に行く場合は有る）
- 〈家族が困った時等、イレギュラーの対応をしてもらえる居宅介護のような支援〉
 サービス内容が居宅介護より幅広く対応ができる支援
- 〈行動障害のあるお子さんも安心して通える放課後等デイサービスまたは放課後の支援〉
- 〈医療的ケアが必要なお子さんも気軽に利用できるお泊り施設（短期入所）〉

(2)「あったらいいな」と考える社会資源等

- 〈障害があってもなくても気軽に立ち寄れる施設等の社会資源〉
- 〈土日祝日の余暇活動への支援〉
 例：気軽に集まってお茶しながらおしゃべりできるような場所。
- 〈自分の趣味や興味のあることを披露できる場〉
- 〈社会資源を活用した地域の見守り隊のような支援〉
- 〈日本語以外を母国語とする家族や本人への通訳支援〉
 例：学校での面談、相談の面談等で日本の福祉制度を理解している通訳者がいれば助かる。
- 〈発達障害や知的障害のある児童に対する家庭訪問型の学習支援〉
 例：学習障害児向けの学習支援（塾など）。学校の授業についていけなくて不登校になるケースもある。将来の選択肢を広げられるようできない学習からできる学習方法へ導いていくような支援。
- 〈家族が障害について学べる支援〉
 例：養育について、家族等に家庭教師的な関わりを持って関われる支援者。

令和6年度地域生活支援拠点等事業実績報告

1 利用事前登録申請者数 20人（うち6人は計画相談の利用なし）

(1) 内訳

精神障害 5人 知的障害 5人 発達障害 1人 身体障害 2人 知的・身体 7人

2 認定事業所登録数 13事業所

(1) 機能種別（延べ）

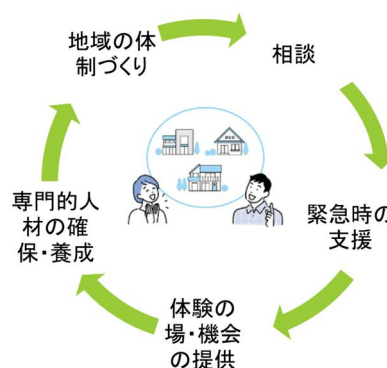
相談 6事業所

緊急時の受入れ・対応 9事業所

体験の機会・場 5事業所

専門的人材の確保・要請 3事業所

地域の体制づくり 5事業所



「5つの機能」を連携させ、地域の関係機関がそれぞれの範囲で協力し合い連携する仕組みです。

3 活動

(1) 事業の説明

ア 令和6年度 障害福祉サービス等報酬改定の概要

日程：令和6年4月8日 場所：つくば市役所 201 会議室 参加者：88名

内容：拠点事業の説明・障害サービス等報酬改定の概要について

イ つくば市障害福祉相談支援事業所連絡会での説明

日程：令和6年6月26日・8月29日 場所：市役所・老人センターとよさと

参加者：6/26 16事業所 18名 事務局2名 8/29 16事業所 16名 事務局2名

内容：拠点事業の説明・計画相談利用中のハイリスク者の把握を依頼

ウ 地域支援センターとよさと、さくらの保護者会

日程：令和6年9月25日・令和7年1月14日 場所：各センター

内容：相談支援専門員の役割及び拠点事業の説明→利用事前登録申請あり

エ その他の説明

窓口・来所・電話等での相談は随時おこなっている。

(2) 研修会

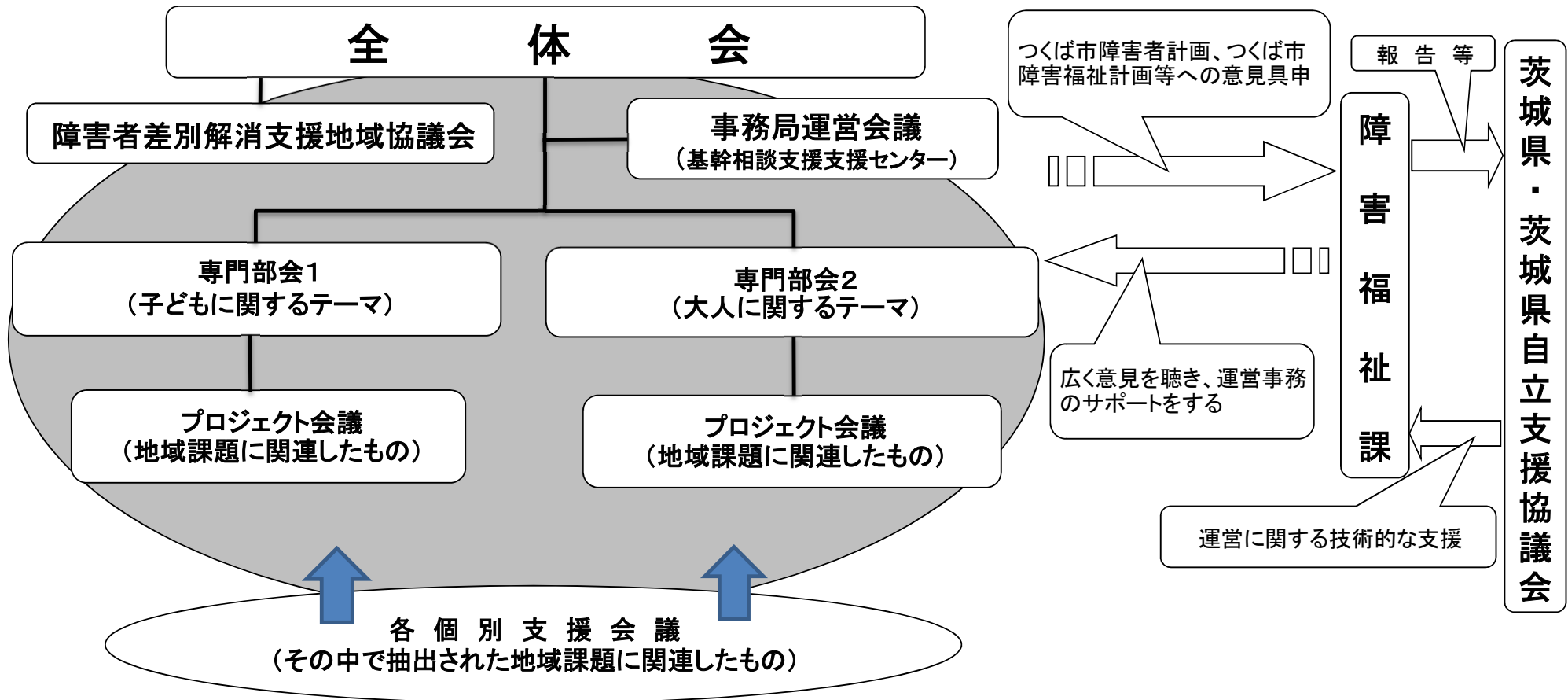
ア 令和6年度つくば市地域生活支援拠点等整備事業研修会（相談支援専門員向け）

日程・場所：令和7年2月12日 場所：つくば市役所 203 会議室

参加者：20事業所 21名 事務局3名

内容：緊急時の事例検討及びグループワークを通して拠点事業を理解する

R5-R7 つくば市障害者自立支援協議会組織図



<各会議等について>

- ◆全体会 : 委員全員で障害者支援体制状況と当該協議会の方向性を共有・確認し、市の障害者福祉計画策定等について必要に応じて意見する。また、障害福祉計画令和7年度以降の目標値について、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、障害児支援体制の整備（医療的ケア児支援など）の協議の場とする。
- ◆専門部会 : テーマを設け、個別事例等からの地域課題を協議・検討。全体会にて報告する。
- ◆事務局会議 : 事務局業務を委託する相談支援事業所と行政担当者で構成し、定例開催。各専門部会長と企画運営の協議を行い、当該協議会の運営を管理する。
- ◆プロジェクト会議 : これまでの当該協議会からの報告等を基に、障害者相談支援体制を充実させるための実践や調査等を行う。
- ◆個別支援会議 : 委託相談支援事業所が中心となり、個別事例（ニーズ・課題・困難ケース等）の具体的な支援策を協議。抽出された地域課題を専門部会で随時取り扱う。
- ◆障害者差別解消支援地域協議会 : 差別的相談事例等に係る情報の共有・協議を通じて、各自の役割に応じた事案解決のための取り組みや類似事案の発生防止の取組など、地域の実情に応じた差別の解消のための取り組みを主体的に行うネットワーク

R7つくば市障害者自立支援協議会スケジュール(案)

R7.5.27

	全 体 会		専門部会1、2		(プロジェクト会議)		事務局運営会議	
4月					4/9	つくば市障害者の情報取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例(案)制定懇談会		
5月	5/27	全体会					5/8	事務局打合せ
6月								事務局打合せ
7月				おとな部会(1回目)	(専門部会2) 就労支援事業所連絡会(案) ※必要に応じて開催する。			
8月				こども部会(1回目)				
9月								事務局打合せ
10月								
11月								事務局打合せ
12月								事務局打合せ
1月				おとな部会(2回目)				
2月		障害者差別解消支援地域協議会		こども部会(2回目)				事務局打合せ
3月		全体会						事務局打合せ

協議会運営方針案

- ・協議会事務局の委託相談支援事業者は座長、副座長、部会長を補佐する。
- ・協議会委員で2グループを構成し、各専門部会を運営する。
- ・個別の事例検討から、障害を抱える方に対する相談支援体制における地域課題を共有し、具体的な取り組みに繋がられるよう進めていく。
- ・個別支援会議は随時開催。当該協議会以外の場で行われる各種会議から地域課題を抽出する視点をもって臨む。

専門部会内容

専門部会1:子どもに関するテーマ

専門部会2:大人に関するテーマ

つくば市障害者自立支援協議会設置要項

(目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の理念に基づき、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うことを目的として設置するつくば市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に挙げる事項について協議する。

- (1) 地域の関係機関等によるネットワーク構築等に関すること
- (2) 個別事例への支援のあり方に関すること
- (3) 地域の障害者等の支援体制に係る課題整理と社会資源の開発及び改善に向けた協議
- (4) 基幹相談支援センターの運営評価に関すること
- (5) 地域の相談支援従事者等の質の向上を図るための取り組み
- (6) つくば市障害者計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言
- (7) 障害者等の権利擁護に関すること

(組織)

第3条 協議会は、20人以内の委員で組織し、次に掲げる者のうちから、つくば市長（以下「市長」という。）が委嘱する。

- (1) 障害者の保健・医療・福祉等の実務に従事する者
- (2) 障害者福祉団体を代表する者
- (3) 障害者雇用関係者
- (4) 教育関係者

(5) 学識経験者

(6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の委嘱期間は3年以内とする。

2 委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(座長及び副座長)

第5条 協議会には、座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会には、全体会及び事務局運営会議を置く。

2 協議会は座長が招集し、開催する。

(専門部会等)

第7条 協議会は、第2条に定める協議事項に関する検討等を行うため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、座長が指名する者をもって構成する。

3 専門部会に部会長を置き、構成員の互選によりこれを定める。

4 その他必要に応じて、プロジェクト会議を置くことができる。

5 専門部会及びプロジェクト会議には、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(会議の非公開の決定)

第8条 協議会による会議の非公開の決定は、座長又は部会長が当該会議に諮って行うものとする。

2 協議会は、会議の全部又は一部を非公開とすることを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

(公開の方法等)

第9条 協議会の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

2 協議会は、会議の傍聴を認める定員をあらかじめ定めるとともに、会場に一定の傍聴席を設けるものとする。

3 協議会は、会議の傍聴者に会議資料を提供するものとする。ただし、資料が貴重、高額又は大量であるなどの理由により、会議資料を提供できない場合については、審議事項がわかる資料の提供に代えることもできるものとする。

4 協議会は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続及び遵守事項を記載した傍聴要領を定めるものとする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、つくば市保健福祉部障害福祉課において処理する。ただし、社会福祉法人等に委託して実施することができる。

(守秘義務)

第11条 全体会、事務局運営会議、専門部会及びプロジェクト会議の委員は、運営上知り得た秘密や個人に関する情報をほかに漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

附 則

この要項は、平成30年4月19日から施行する。

なお、本協議会の名称は、平成19年度からつくば市が設置するつくば市障害者自立支援懇談会の名称を変更したものであり、つくば市障害者自立支援懇談会の目的や協議事項等、その機能は同様である。

この要項は、令和5年4月14日から施行する。